

守口市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 26 日
条例第 3 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であると規定する世界人権宣言と国民はすべての基本的人権を享有し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されないと規定する日本国憲法の理念を尊ぶことで、1 人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市及び市民の役割を明らかにするとともに、市民の人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)を推進することにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を図ることを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するときには人権尊重の理念に基づき積極的かつ効果的に推進し、1 人ひとりの人権が守られるまちづくりに努めなければならない。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らも人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、国、大阪府、市町村、関係機関等との連携を図り、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(審議会)

第 5 条 市に守口市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、人権尊重のまちづくりに関する必要事項を調査審議し、意見を述べる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 人権に関して識見を有する者

(3) 市議会議員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。